TSR情報

し て ナ ン ボ の 会計

2017年(平成29年)1月23日

企業の維持存続と決算方針

■ 税理士法人 袖野会計

• 代表社員 公認会計士·税理士 袖野守康 員 公認会計士·税理士 北爪功-

税理士法人袖野会計は、中堅・中小企業の税務会計業務のほか、経営改善、組織再編、事業承継、資金調達、会 計システム導入、企業価値評価、事業再生などの支援業務を多数手掛ける。税務会計の処理代行だけでなく、企 業に求められる財務戦略や経営企画の立案及び実行支援も行っている。株式会社の社外取締役・監査役、公益法 人の監事等にも在任。(〒320-0806 宇都宮市中央1丁目9番11 号 大銀杏ビル2階 TEL.028-651-3460 (代表) FAX.028-651-3461 URL: http://www.sdncpa.or.jp E-mail: soumu@sdncpa.or.jp)



1.大手企業の大幅な赤字決算と経営に与えた影響

大手商社である M 商事は、平成 28 年 3 月期の決算において、資源関連の投資案件を減損処理した結 果等から大幅な赤字決算となったが、平成 29 年 3 月期中間期では、逆に、資源関連の市況が一部改善 されたこと等から、大幅な黒字計上となった。

また、大手電機メーカーであるT社はその不適切な会計処理が問題となり、当該不適切な会計処理を 是正した平成 27 年 3 月期およびその過去 4 期分の決算数値を平成 27 年秋に公表した。続く平成 28 年 3月期には、海外子会社に対する「のれん」等の減損処理した結果や不採算部門の整理撤退等から大幅 な赤字決算となり、その欠損を補てんするため減資及び剰余金を取崩したが、平成29年3月期中間期 では、販売製品の市況が当初見込みより好調であったこと等から、一転して黒字計上となりさらに増益 となった。

M商事の赤字計上は単年度のみで、リストラ等の報道もなく、まさにV字回復といえるが、T社は、 平成 29 年 3 月期は黒字となる予想であるものの、大規模なリストラや不採算部門の整理撤退まで行っ た結果によるもので、しかも、いまだ訴訟等の問題を抱えている。

企業の置かれている環境は日々変化しており、その変化に適切にしかもタイミングよく対応すること が、維持存続の条件である。そもそも、会計とは、発生した事実と会計上の慣習と経営者の判断の総合 的な表現である。現行の制度会計においては、単に発生した事実のみでなく、将来リスクに対する企業 の維持存続に必要となる損失処理の早期計上や各種引当金の計上が要請されており、その計上の要否及 び計上額は、経営者の判断による部分が大きく、まさに経営判断そのものである。確かに、公開企業に あっては、外部監査人である監査法人の監査によるチェックがあるが、第一義的には経営者が決算方針 を決定するということは疑いようのない事実である。

T社とM商事を比べると、T社は、大幅なリストラを行い減資まで余儀なくされる状況に追い込ま れたことは、結果として、経営判断に誤りがあったとの指摘をせざるを得ない。平成 27 年秋の決算数 値を当初決算で公表していたら減資まですることはなかったのではないかというのは言い過ぎであろう か。

2. 中堅中小企業等の非公開企業における決算方針

以上は、公開企業の問題ではあるが、中堅中小企業等の非公開企業にもあてはまる。

企業の置かれている環境は規模の大小にかかわらず同一であり、また、順守すべき会計上の規範も会 社法では「公正なる会計慣行に従う」とされていることから基本的には変わらない。経営上の判断も、 企業の維持存続からすれば同一の価値観が求められる。

非公開企業は、いわゆる税法基準に従って会計処理が行われており、減損処理や各種引当金の計上は、 法人税法上損金とは認められないケースが多く、それらは決算には反映されていない場合が多い。しか し、営業利益が赤字の企業は、減損処理の必要性の有無の検討、従業員の退職金の要支給額の多額な負 担がある企業はその引当処理の検討等々、将来において、負担の発生する可能性が高いコストは、税法 基準では、有税となっても決算に反映すべきである。その結果、大幅な赤字決算となり、信用不安とな る事態になったとしても、自らの手で改善策を策定し、信用不安を払しょくすることで、企業の維持存 続が図れるのではないか。経営においては、様々な施策をタイミングよく遂行することが肝要であり、 どんなに優れた経営改善策も時機を失してはその有効性はなくなる。激変する経営環境で生き残るため には、主体性をもってその変化に対応し、その対応を踏まえた決算方針に基づいた決算が中堅中小企業 等の非公開企業も求められている。